

第4期中期目標・中期計画について

令和2年度は、平成29年度から始まった第3期中期目標及び中期計画期間の最終年度となっており、次期中期目標・中期計画を策定する時期となっている。

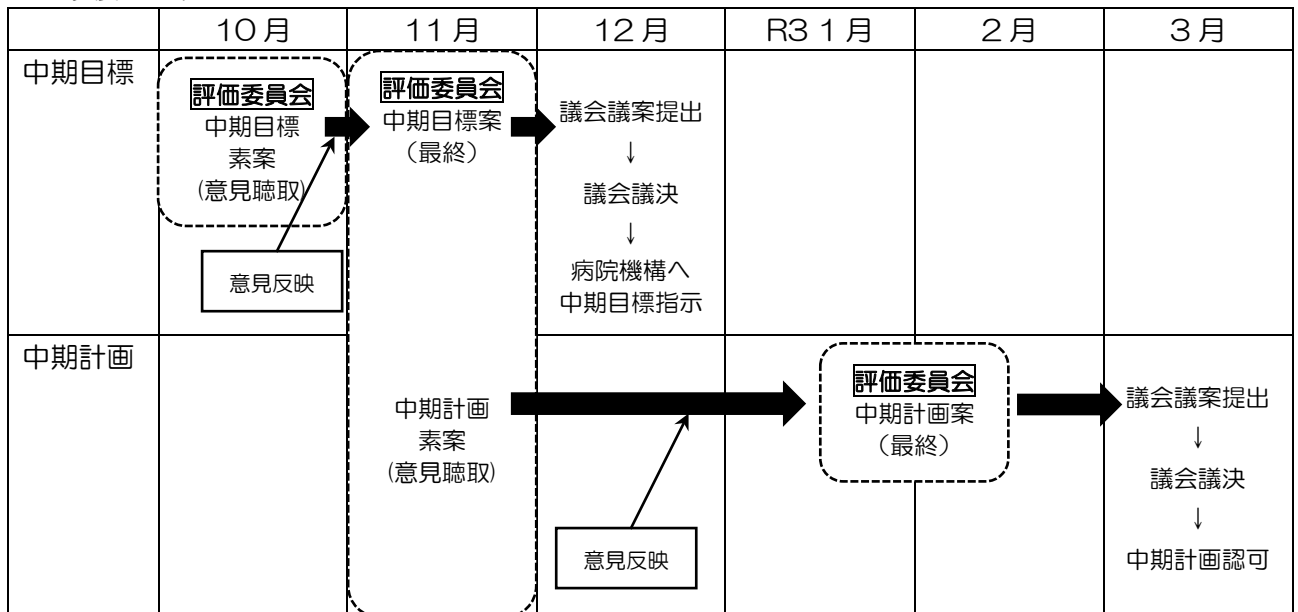
1 中期目標の概要

- 地方独立行政法人福岡市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を指示するために、法人の設立団体である福岡市が3年以上5年以下の期間で策定するもので、策定にあたっては、地方独立行政法人法において、市の附属機関である評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要と定められている。
- 中期目標については、以下の5項目が法定項目となっている。
 - ①中期目標の期間
 - ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ③業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ④財務内容の改善に関する事項
 - ⑤その他業務運営に関する重要事項

2 中期計画の概要

- 病院機構は、市から示された中期目標に基づき目標を達成するための具体的な取組を定めた「中期計画」を策定し、市の認可を受けて、計画達成に向けて業務を遂行することになっている。
- 市が中期計画を認可するにあたっては、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例において評価委員会の意見を聴くとともに、地方独立行政法人法において、議会の議決が必要と定められている。

3 今後のスケジュール



4 その他

- ・国が示した新公立病院改革ガイドラインにおいて、公立病院に対して改革プランの策定が求められており、「地方独立行政法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合には、新公立病院改革ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものである。」とされている。
- ・第4期中期目標・中期計画の策定にあたっては、国が改定準備を進める「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえる必要がある。
- ・国は改定時期を令和2年夏としていたが、令和2年10月5日付総務省通知「新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて」において、「現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。」とされた。

《参考：令和2年10月5日総務省通知抜粋》

新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて（通知）

公立病院改革の推進については、「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和2年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡）において、「令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。」とお示したところです。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）においては、地域医療構想の実現に向けた取組み等の推進による総合的な医療提供体制改革の実施に関し、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところです。

その後、厚生労働省から、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日厚生労働省医政局長通知）において、「『2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）』とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、（中略）改めて整理の上、お示しすることとする。」とされたところです。

また、地方財政審議会が令和2年9月29日にとりまとめた「令和3年度の地方財政への対応に向けた課題の整理」において、「現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて再検討すべきである。」との意見が示されたところです。

これらの状況を踏まえ、新公立病院改革ガイドライン（以下、「現行ガイドライン」という。）については、当面、下記のとおり、取り扱うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県担当課におかれましては、関係部局並びに貴都道府県内の市町村（指定都市除く。）、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 現行ガイドライン等について

- (1) 現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。
- (2) 各地方公共団体におかれては、本年度が新公立病院改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）の標準的な対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする。